

### (3) 多子世帯の保育料軽減策 (第 3 子以降の子)

#### ア 基本的な考え方

国・県との連携のもとで市としても先駆的に少子化対策に取り組む必要があり、基本的な考え方は次のとおりとすることが適当と考えます。

- ・理想の子ども数を持てる社会の実現に向けて、第 3 子以降の子どもを産み育てやすい環境を整えるため、第 3 子以降に係る保育所、幼稚園等の利用者負担の軽減を図る制度を新設する。
- ・県制度との整合を図りつつ、市としての独自性を持った制度とする。

#### イ 具体的な多子世帯保育料の軽減内容

具体的な多子世帯保育料の軽減内容は次のとおりとすることが適当と考えます。

##### 【国基準 (現行制度) を拡充する軽減内容】

- ① 対象とする子どもを、国の同時入所等の要件に該当しない、すべての世帯の第 3 子以降で、保育所・幼稚園・認定こども園に入所している子どもに拡大する。(同時入所等の要件を設けない)
- ② 第 3 子以降の 3 歳未満児については、所得制限 (推定世帯年収 600 万円以下) を設けて、利用者負担を無償とする。(市独自の軽減策)
- ③ 上記に該当しない第 3 子以降の未就学児については、月額 6,000 円を上限に利用者負担を減額する。(県制度を取り込んだ軽減策)
- ④ 少子化対策という視点から、認可外保育施設への入所児にも支援対象を拡大することについて併せて検討する。

区分	対象児童 ※	3 歳未満児の利用者負担 (保育所)	3 歳以上児の利用者負担 (保育所・幼稚園)
現行制度	国基準 の第 3 子 以降の子 ども	無償	無償
拡充 (案)	国基準 では第 3 子以降に 該当しな い子ども	推定年収 600 万円以下の 世帯 → 無償 (市独自の 軽減策) 推定年収 600 万円を超え る世帯 → 月額 6,000 円 を上限に減額 (県制度を取り 込んだ軽減策)	月額 6,000 円を上限に減 額 (県制度を取り込んだ軽 減策)

※対象児童

区分	対象児童 <u>(同時入所等の要件)</u>
現行制度 (国基準)	保育所：0歳から年長までの子どものうち第3子以降の <u>子ども</u> 幼稚園：年少から小学校3年生までの子どものうち第3子以降の <u>子ども</u>
拡充(案)	<u>すべての第3子以降の子ども(同時入所等の要件を設けない)</u>

(4) 保育短時間利用認定の延長保育の取り扱い

子ども・子育て支援新制度で新設される保育短時間利用認定の延長保育等の取り扱いについては、次のとおりとすることが適当と考えます。

ア 利用認定等の基本的な考え方

利用認定	保護者の就労等の要件	預かり時間の上限	延長保育
保育標準時間	両親の1ヶ月当りの就労時間が、ともに120時間以上であること	最長11時間	11時間を超えた預かり時間は、延長保育となり別料金が発生する。
保育短時間	両親の一方又は双方の1ヶ月当りの就労時間が、64時間以上120時間未満であること	最長8時間	8時間を超えた預かり時間は、延長保育となり別料金が発生する。

【保育必要量のイメージ】

